

# 市県民税の 給与天引きを希望する人

①

(特別徴収対象者) \_\_\_\_\_ 名分

☆給与天引き希望者については、5月中旬に事業所（事業主）宛てに納税通知書を送付します。

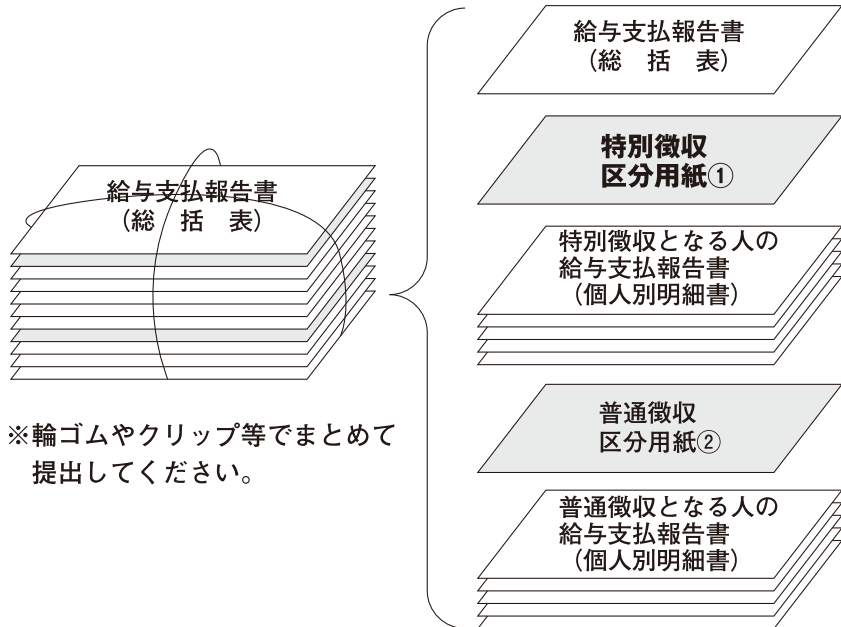
☆給与天引き希望者が退職等により給与からの天引きができなくなった時は、すみやかに「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

☆この用紙を表紙にして輪ゴム、クリップ等でまとめ、普通徴収分と併せて、総括表とともに提出してください。

## ○提出方法について

給与支払報告書は、特別徴収対象者と普通徴収対象者を区別して提出してください。

やむを得ず普通徴収を希望される場合は、普通徴収とする理由について、該当の理由番号を摘要欄等に記入してください。



※輪ゴムやクリップ等でまとめて提出してください。

# 普通徴収切替理由書兼仕切紙 市県民税の 給与天引きを希望しない人

②

(普通徴収対象者) \_\_\_\_\_ 名分

☆普通徴収希望者については、6月上旬に直接本人宛てに納税通知書を送付します。

☆下記の理由に該当する従業員のみを普通徴収とすることができます。

☆この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

理由記号	普通徴収切替理由	人数
普通A	総従業員数が2人以下	人
普通B	他の事業所で特別徴収（乙欄適用者）	人
普通C	毎月の給与が少なく税額が引けない	人
普通D	給与の支払が不定期	人
普通E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普通F	退職者、退職予定者（5月末まで）、休職者	人
合 計		人

切り取り線